市政トピックス

MUNICIPAL ADMIISTRATION TOPICS

高浜市パブリックコメント条例(案)に対する皆さんの意見と市の対応について概要をお知らせします

「高浜市パブリックコメント条例（案）」をよりよいものとするため、9月15日～30日まで、パブリックコメント（市民の皆さんからの意見募集）を実施したところ、10件（提出者3人）の意見が提出されました。

提出された意見について概要をお知らせします。

実施結果の概要

・意見提出人数　3人（意見提出箱1人、メール2人）

・意見件数　10件

・意見に対する行政の対応

①原案の修正　1件

②原案のとおり　6件

③意見として承ったもの　3件

個々の意見概要と市の回答の概要

◆原案を修正したもの（1件）

意見1 市民の意見の公表について、類似の意見があった場合に、「まとめて公表するものとする」とするよりも、「まとめて公表することができる」とした方が、市民にとっても行政職員にとっても励みになるのではないか。

回答1 まとめて公表するとした趣旨は、同じような意見をいただいた場合に、その類似の意見や、それらに対する回答をまとめて公表する方が市民の皆さんにとってわかりやすいと考えられるところにあります。ただし、できる限り個々の意見に対し回答する原則を保持しつつ、柔軟な対応を図ることができるよう、条文に意見を反映させていただきます。

【（修正後条文）第7条第2項「行政は、前項の場合において提出された意見のうち類似の意見がある場合は、当該意見及びこれに対する行政の考え方をまとめて公表することができる。」】

◆原案のとおりとなったもの（6件）

意見2 意見の提出の際に、個人を明らかにすることで、意見の提出を控えてしまう心配はないか。

回答2 高浜市自治基本条例では、市民は自己の発言と行動に責任をもつこととされています。また、行政の事務処理上、濫用的な意見の提出を防止する必要があるため、住所、氏名などを記入していただくことにしています。ただし、匿名である場合にすべてを無効とするのではなく、提出された意見の内容を考慮し、責任ある意見の提出と認められる場合には、当該意見の提出を有効とします。なお、個人情報は、高浜市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。安心して意見をお寄せください。

意見3 意見の提出期間は「2週間以上」とあるが、広く市民からコメントを募集するため、「4週間以上」とすべきではないか。

回答3 期間設定に当たっては、行政の迅速な意思決定の必要性も考慮し、都市計画などの縦覧期間と同様の「2週間」を最低限の日数としました。

※そのほか、次の意見が提出されましたが、原案のとおりとしました。

意見4 パブリックコメントの対象に「金銭の徴収に関するもの」を含めた方がよいのではないか。

意見5 広く意見を募集するためなら、外国語の意見でもよいのではないか。

意見6 公表する意見の「内容」ではなく「種別及び内容」とすべきではないか。

意見7 公表する類似の「意見」を「各意見」とすべきではないか。

◆意見として承ったもの（3件）

意見8 パブリックコメントを実施するものの中で「行政が特に必要と認めるもの」には、何があるか。市の施設の建設などは含まれるか。

回答8 現時点で具体的に想定できるものはありませんが、例えば大規模な公共施設の整備、市民に及ぼす影響が大きい制度の改廃などが考えられます。

※そのほか、次の意見が提出されました。

意見9 最終的に形骸化してしまう心配があるのではないか。

意見10 今回の意見募集期間は短く、周知も不十分だったのではないか。

◆パブリックコメント実施結果の詳細版を公表します

今回のパブリックコメント実施結果について、個々の意見と行政の回答を一覧表にまとめた詳細版を、市公式ホームページや公共施設（市役所・いきいき広場・各公民館・各ふれあいプラザ・図書館・体育センター）で公表していますので、ご覧ください。

問合せ先

市役所行政グループ

☎52-1111（内線301）